



29 逗 個 情 運 発 第 15 号
2018 年（平成 30 年）3 月 29 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営
会 長 立 川 丈



逗子市個人情報保護条例の改正について（答申）

2017 年（平成 29 年）11 月 10 日付けで諮問のありましたこのことについて、逗子市個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり答申いたします。

逗子市個人情報保護条例の改正について（答申）

（１） 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う逗子市個人情報保護条例の改正事項

1 個人情報の定義について（第２条関係）

個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）の改正により、指紋データや旅券番号等が「個人識別符号」として「個人情報」に該当することとなり、新たに定義が明確化された。

個人情報の定義の明確化を図ることは、本市における個人情報保護制度の円滑な運営に資するものであること、また、個情法及び行個法と逗子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の定義が同様であることは市民にとってもわかりやすいものであることから、個人情報の定義に「個人識別符号」を追加する等の改正を行うことは適当である。

2 要配慮個人情報の定義及び取り扱いについて（第２条、第６条、第７条関係）

個情法及び行個法の改正により、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として、要配慮個人情報が新たに定義された。条例第６条においては、「人種及び民族、思想、信条及び宗教、犯罪歴、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報（以下「機微情報」という。）」について、その取扱いを原則として禁止している。

法改正で新たに定義された要配慮個人情報には、機微情報のほかに病歴や障がいに関する情報などが含まれており、現行ではこれらの情報を取り扱う事務が多く存在することが想定される。現に収集している個人情報は、収集の制限を規定した条例第８条に基づいて収集され、所掌事務に必要な範囲内の保有や目的外利用の禁止等の規定に基づき適切に取り扱われてきたところであり、全ての要配慮個人情報に機微情報と同じ取扱制限を適用することとした場合には、現行の事務に支障が生じる可能性は否めない。

このため、条例における機微情報の取扱禁止規制は維持しつつ、新たに要配慮個人情報に関する定義を加え、個人情報事務登録簿の記録の内容に要配慮個人情報が含まれる旨を記載することとする諮問内容は適当である。

3 事業者に関する規定について（第32条関係）

個情法の改正により、個人情報事業に活用するすべての事業者に同法が適用されることとなった。逗子市においては、もともと事業者の規模を問わない形で規定されており、今回の改正に伴い、積極的に本規定を削る必要性は低いと考えられるため、現在の規定を維持することは適当である。

4 非識別加工情報の仕組みの導入と目的規定について（第1条関係）

個情法及び行個法の改正により、それぞれの目的規定に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものである」との文言が追加され、匿名加工情報（非識別加工情報）の仕組みが導入された。

また、行個法の改正内容に「非識別加工情報の事業者への提供」が設けられ、個人情報の取扱いに関する考え方が従来と大きく変わった。

非識別加工情報の仕組みの導入は、新たな産業の創出等をもたらす可能性が広げられる反面、現段階での安易な導入はプライバシー侵害につながる恐れも否めず、仕組み整備には課題が多いため、国等の実施状況を注視し、個人情報の保護に十分留意した検討を行う必要がある。

したがって現段階での制度導入は尚早で、条例改正を行わないとする諮問機関の考え方は適当である。

（2）その他制度に関する必要事項

1 個人情報の「定義」について（第2条関係）

- ① 「死者の情報」について、個情法及び行個法においては、個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、本市においては、対象が生存者に限るかどうかの明確な規定はない。

一方で本市における自己情報の開示請求に際しては、開示請求者自身の個人情報であると考えられる場合や社会通念上開示請求者自身の個人情報とみなし得るほど開示請求者と密接な関係があると認められる場合等、開示請求者自身の個人情報として開示請求に応じてきた経緯がある。

しかしながら死者は当然に自らの当該個人情報にかかる訂正・中止・削除等についての自己情報コントロール権を行使できないが、死者の情報については実施機関が保有している限り適正に取り扱う義務がある。

このため、現行の水準を維持することから改正は行わないとする諮問機関の考え方は適当であるが、以上を十分に踏まえた上での運用に今後とも留意することを要望するものである。

- ② 今回の改正において個人情報に関する定義を整理し、実施機関の職員が職務上作成し又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該実施機関が現に保存又は保管している個人情報を「保有個人情報」とする改正を行うことは適当である。
- ③ 現行の「個人情報」の定義では「個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報」が除外されているが、これらの情報について、個人情報法及び行個法の定義に合わせて除外規定を削除し、「個人情報」の定義に含めることは適当である。